

通報内容	X課のA係長が、第二種電気工事士の資格しかないのに自家用電気工作物である学校の電気設備の工事を日常的に行っている。 A係長も当然、第二種電気工事士が学校の工事を出来ないことを知りながら、学校に対して「俺は電気工事士だから（工事を）やってやる」言っている。 A係長本人にも、工事は出来ないことを伝えても、廃校から電材を集め続けている。 また、A係長は、Y校の作業床が2メートル以上である高架水槽に安全帽・墜落制止用器具なしで上っている。
委員の対応・不対応の判断及びその理由	本件は、X課のA係長が、第二種電気工事士の資格しか持たないにもかかわらず第一種電気工事士の資格が必要な工事を日常的に行っているほか、墜落制止用器具を使用しないまま高所作業を行っているが、上司のB課長は看過しており、指摘を受けても指導・改善を行わないとする通報である。 1 前提事実 所属から提出された調査報告書によると以下の事実が認められる。 (1) X課の役割について X課では、学校建物や校地の整備・管理等を所管しており、中でもA係長の所属する係は、学校建物の営繕に関することを所管している。 建物営繕の一環として、電気設備工事も実施しているが、原則として市職員が直接施工することではなく、対応の緊急度や費用によって、学校又はX課から委託事業者に直接、若しくはZ局を通じて発注し、施工している。 学校運営に支障が生じないよう、また少しでも事故等のリスク低減を図るために、一時的かつ短期間の処置、修繕を行うまでの間の応急対応として、X課職員がコンセントやスイッチの交換などを行い復旧することはあるが、これらは<u>法令上、電気工事士の資格を必要としない作業（以下「軽微な工事」という。）</u>であって、<u>日常的な施設管理の範囲内の作業</u>である。 なお、当該資格不要の作業を実施する場合であっても、資格及び知識・経験を持った技術職員が対応し、教職員に立ち会ってもらっているようにしている。 これらの応急作業に活用するため、X課では、廃校となった校舎の解体現場から、安全に使用可能な電材等（コンセント、蛇口等）を集め、有効利用している。部品を持ち出す際には、Z局を通じて工事監督員等に連絡し、許可を得た上で行っている。 なお、集めた中古の電材等は、X課キャビネット内のほか、当面解体の予定がない廃校などで保管しており、組織的に共有・管理している。（活用の頻度は年数回） (2) A係長について ア 所持資格 第二種電気工事士 イ 担当業務 学校の営繕に係る設備に関する業務全般が担当であり、学校からの連絡・相談に基づき、点検や現場調査、上記の応急的な作業等を行っている。 約3年前から、廃校となった校舎の解体現場から、まだ使えそうな部品を集め有効活用する取組を始めた。 ウ 業務報告（職場内共有） 現場に行った際の業務（点検や作業含む）の報告を上司であるB課長に行うほか、部下職員や同僚係長にも口頭で共有することがある。 B課長への報告は、B課長の自席において口頭で行うことがある。

(3) 被通報内容について

ア A係長が必要な資格がないにも拘らず学校現場において施工を行っている事実
(それをB課長が看過している事実)

A係長、B課長ともに否認するとともに、周囲から誤解を受けるような言動にも思い当たることは特段ないと回答している。

イ 違法な施工のためにA係長が廃校から電材を集めている事実
(それをB課長が看過している事実)

B課長、A係長ともに電材を集めている事実については認めつつ、資格不要の日常的な施設管理の範囲内の作業に用いるため集品・保管しているものであり、限られた予算の中で、中古部品を有効活用する組織的な取組であると回答している。

ウ A係長が法定の安全対策を講じずに危険な高所作業を行っている事実
(それをB課長が看過している事実)

B課長、A係長ともに否認している。令和6年9月にA係長がY校へ出張したことは事実であるが、作り付けの梯子に登って高架水槽を「確認」したのみで、高架水槽の上には乗っておらず、「作業」も行っていない(墜落制止用器具が必要となる、「高所2メートル以上での作業」は行っていない。)との説明であり、周囲から誤解を受けるような言動にも思い当たることは特段ないとのことである。

2 判断

(1) A係長の資格未所持での違法な施工について

当該事実は認められなかった。

➡ 法令上、第一種電気工事士と第二種電気工事士では、所持している資格によって、当該者が施工できる工事の範囲が異なる。

一方で、X課職員が学校現場で実施する業務は、そもそも何らの資格を要しない点検や応急処置の「軽微な工事」であり、本格的な工事については事業者が発注し実施しているとのことである。

「A係長が第一種電気工事士の資格を要する工事を日常的に施行している」とする通報内容であったが、出張頻度は月数回程度であり、それを裏付ける事実・証言は確認されなかった。

なお、通報では「違法な施工のためにA係長が廃校から電材を集めている」旨の指摘があったが、この点、A係長が廃校から中古の電材等を集めていることは事実として認められたものの、X課職員が行う応急処置の軽微な作業に用いることを目的として、組織的に集品しているものとのことであり、A係長が個人的に違法な施工のために収集しているものとは認められず、また、收拾元や手続、管理等に関しても不当な事実は認められなかった。

(2) A係長の法定の安全装置を具備しない違法な高所作業について

市は、事業者として墜落防止措置を講じる必要がある。

➡ 法令上、事業者は労働者が墜落するおそれのある場所には危険を防止する措置を講じる義務があり、高さ2メートル以上の箇所で作業床等のない場合においては、墜落制止用器具を使用させなければならず、労働者はその事業者が講じる措置に関して遵守する義務がある。

通報者は「令和6年9月にA係長がY校へ出向き、高さ2メートル以上となる高架水槽に安全帽・墜落制止用器具なしで上って作業を行った」旨指摘している。そのことについて、同年月にA係長がY校へ出張した事実が認められたが、所属報告

書によると、「令和6年9月にY校へ出向き、高架水槽を確認したが、作業は行っていない。また、作り付けの梯子に登ったのみで、高架水槽の上には乗っていない。『墜落制止用器具』が必要となる、高所2メートル以上での作業は行っていないし、その点は普段から意識をしている。」との聴取結果であった。

この点、労働安全衛生法及び施行規則においては、次のとおり定められている。

労働安全衛生法

(安全衛生教育)

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則

(特別教育を必要とする業務)

第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

四十 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（第539条の2及び第539条の3において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。）に係る業務

四十一 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。第130条の5第1項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

(作業床の設置等)

第518条 事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

また、「墜落制止用器具に係る質疑応答集（令和元年8月、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課）」では、次のとおり記載されている。

	【質問４－６】 高さ２メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を着用して通行や昇降をするだけの場合、特別教育は必要か 「通行」や「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ありません。 【質問４－７】 「通行」「昇降」の定義はあるか。工事の進捗確認、点検なども「通行」「昇降」に含まれるのか 法令上の定義はありませんが、一般的に、「通行」とは、通っていくという意味、「昇降」とは、昇ったり降りたりするという意味であり、それ以外の行為（工事の進捗確認、現場巡視、点検など）は、「通行」や「昇降」にはあたりません。 ただし、昇降を主たる目的として、昇降しながら昇降用の設備（はしご等）の健全性等を確認するような場合は「昇降」に含まれます。 教育委員会事務局コンプライアンス責任者は、被通報者は高架水槽の作り付けの梯子に登って確認を行ったに過ぎないとの認識であった。しかし、調査委員が労働基準監督署に確認したところ高架水槽の上に乗って作業をしていなくても、点検・確認等を行うだけで墜落防止措置が必要であるとの見解が示されており、仮に、高さ２メートル以上の箇所で確認が行われたのであれば、不適切な対応と判断する。 ３ まとめ 本件について、教育委員会事務局コンプライアンス責任者は、法令等に抵触する事実はなかったとの見解を示しているが、たとえ確認であっても高さ２メートル以上の場合には、高所作業における墜落防止措置を講じる必要があったと判断されるものであり、委員会として、労働安全衛生に係る必要な知識涵養を事業者として図ること及び担当者への周知徹底と法令遵守を求める。 それは、「業務が法令等に適合していない」と内部の職員から指摘・問題視されるに至った一因であるとも考えられる。学校現場における点検作業等は業務出張を伴うものであり、上司が直接的に管理監督できるものばかりではないからこそ、正しい知識と出張前後の情報共有がより重要視されるのである。特に技術職の部署において、労働安全衛生は公務災害につながりかねないものであることから、正しい知識の習得と共有を求める。 委員会としては、所属において、引き続き改善に向けて、前向きに取り組んでいただくことを求め、対応を終了する。
本市の対応	今回の事案の該当課であるⅩ課はもちろんのこと、教育委員会事務局全体として、心理的安全性を確保した上で、お互いに意見・情報共有のしやすい風通しの良い職場作りに努めていく。